

第11号議案 平成31年度長崎市国民健康保険事業特別会計予算  
(事業勘定)

目次	ページ
1 平成30年度都道府県単位化における財政運営 . . . . .	1~3
2 平成31年度歳入歳出予算見積総括表 (事業勘定) . . . . .	4~5
3 国民健康保険事業歳入歳出予算額図表 (平成31年度) . . . . .	6
4 国民健康保険事業における補助金等の流れ (平成31年度) . . . . .	7
5 国民健康保険の諸状況 . . . . .	8~10
6 平成31年度国民健康保険事業特別会計予算説明資料 . . . . . (事業勘定)	11~17
7 平成31年度長崎市国民健康保険事業について . . . . .	18~25
8 地方税法施行令の改正に伴う長崎市国民健康保険税条例の改正 . . . . . (今後改正予定)	26
<参考資料>	
1 平成31年度国民健康保険制度改正 . . . . .	27

市民健康部

平成31年2月



# 1 平成30年度都道府県単位化における財政運営

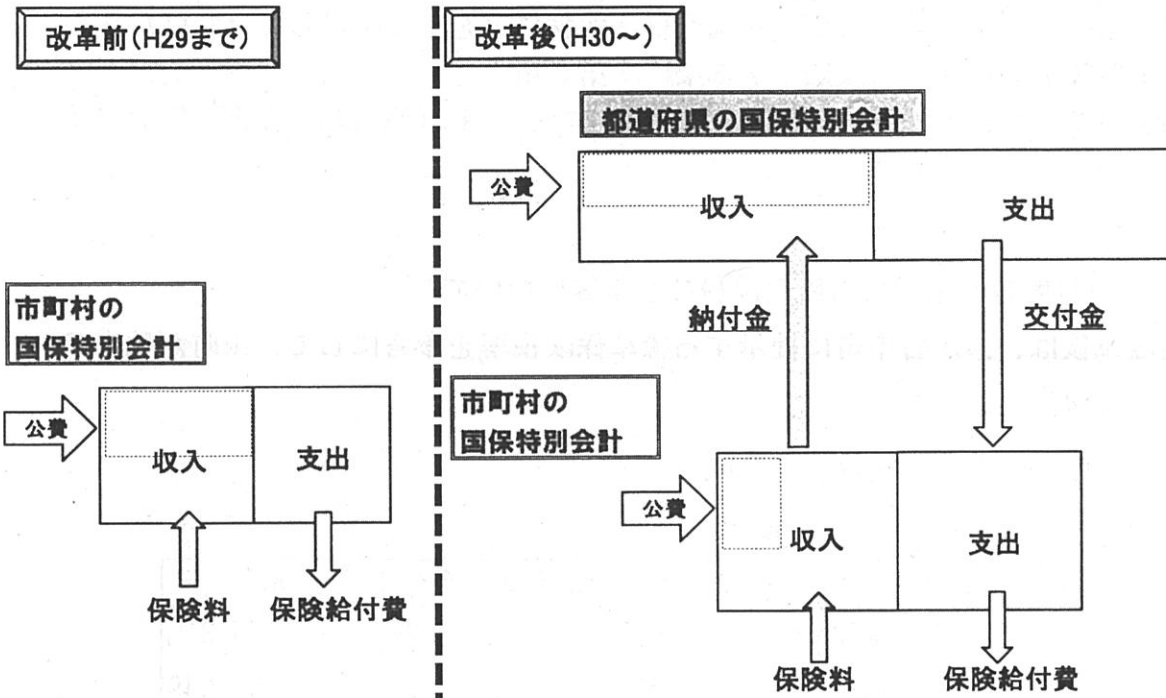
## (1) 制度改革の概要について

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

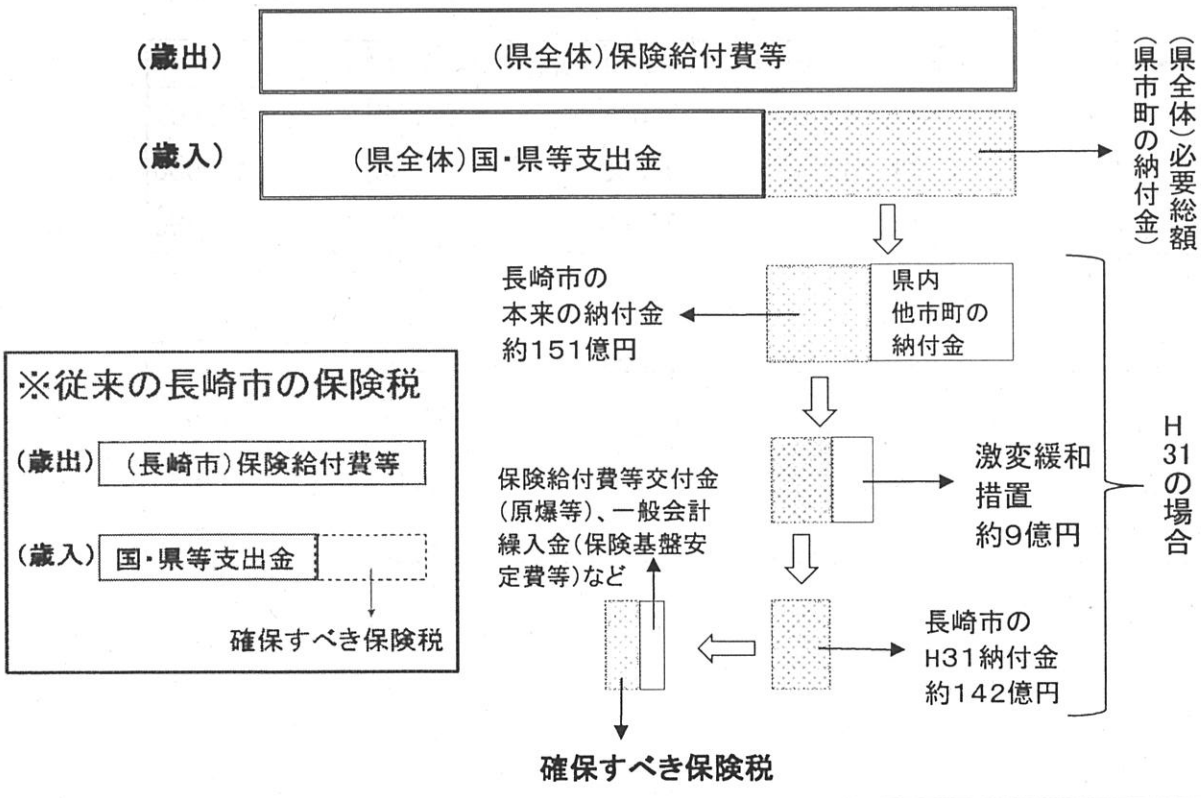
※ 都道府県にも国保特別会計を設置

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮



### ◆改革後(H30~)における長崎市の納付金及び保険税の算定方法



(2) 平成31年度国民健康保険事業費納付金（県提示）

（単位：千円）

区 分	一般	退職	計
医療給付費納付金	10,405,920	10,339	10,416,259
後期高齢者支援金等納付金	2,795,605	3,325	2,798,930
介護納付金	950,349	-	950,349
計	14,151,874	13,664	14,165,538

制度改革後は、市町は、県が示す国保事業費納付金を県に納付しなければならない。（改正後の国民健康保険法第75条の7第2項）

当該納付金については、主に国保税や一般会計繰入金（保険基盤安定）等の財源を充当する。

(3) 平成31年度長崎市国民健康保険税の税率等について

制度改革後は、県が各市町に提示する標準保険税率を参考にして、市町が独自の保険税率を決定する。

ア 標準保険税率と現行税率との比較

(ア) 長崎県が示す標準保険税率

区分	基礎分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	計
所得割(%)	9.54%	3.05%	2.72%	15.31%
均等割(円)	29,685	9,657	11,207	50,549
平等割(円)	21,570	7,017	5,230	33,817

(イ) 現行税率

区分	基礎分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	計
所得割(%)	8.10%	3.00%	2.30%	13.40%
均等割(円)	24,800	9,500	8,700	43,000
平等割(円)	18,400	6,900	4,900	30,200

(ウ) 増減（(ア) - (イ)）

区分	基礎分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	計
所得割(%)	1.44%	0.05%	0.42%	1.91%
均等割(円)	4,885	157	2,507	7,549
平等割(円)	3,170	117	330	3,617



【平成31年度における1人当たり税負担額の比較】

区分	一般・現年調定額 (見込)	1人当たり 税負担額(見込)
現行税率①	8,640,992千円	91,222円
県標準保険税率②	9,780,364千円	103,251円
差引(②-①)	1,139,372千円	12,029円

イ 平成31年度長崎市国民健康保険税率等の検討結果

県から示された長崎市が県に納付すべき平成31年度の国保事業費納付金をもとに、現行税率のまま、平成31年度の予算編成を行ったところ、次のとおり約7.3億円の収支不足が生じる結果となった。

【現行税率における平成31年度予算収支見込】

歳入	54,516,169千円
歳出	55,249,920千円
収支不足額	733,751千円

平成31年度における収支悪化の要因は、次の理由によるものと考えられる。

【H31収支悪化要因】

(歳入)

- ・保険税収入の減 約1.6億円(被保険者数の減少等によるもの)
- ・原爆等に係る(国)特別交付金の減 約3.3億円((国保)原爆被爆者数の減少等によるもの)
- ・一般会計繰入金(財政安定化支援事業等)の減 約1億円(国の予算措置によるもの)

(歳出)

- ・総務費の増 約0.5億円(滞納整理支援システム委託料の増等によるもの)
- ・国保事業費納付金の増 約0.9億円(県全体の1人当たり医療費の増等によるもの)

この収支不足分については、本来、税率等の増額改定を行い保険税収入の増により賄う必要があるが、国保財政調整基金を活用することで収支の均衡が図られ、財政運営が可能であることから、平成31年度の税率等は据え置くこととする。

しかしながら、被保険者数の減少による保険税収入の減や前期高齢者に係る医療費増など次年度以降も引き続き厳しい財政状況が見込まれるため、今後も基金の保有状況等を勘案しながら、税率等の見直しも含め検討していく。

【国保財政調整基金の状況】

(単位：千円)

区分	H28	H29	H30(見込)	H31(見込)
前年度末残高	-	-	416,608	1,056,210
積み立て	318	416,608	639,602	257
取り崩し	318	-	-	733,751
年度末残高	-	416,608	1,056,210	322,716

## 2 平成31年度歳入歳出予算見積総括表（事業勘定）

（単位：千円）

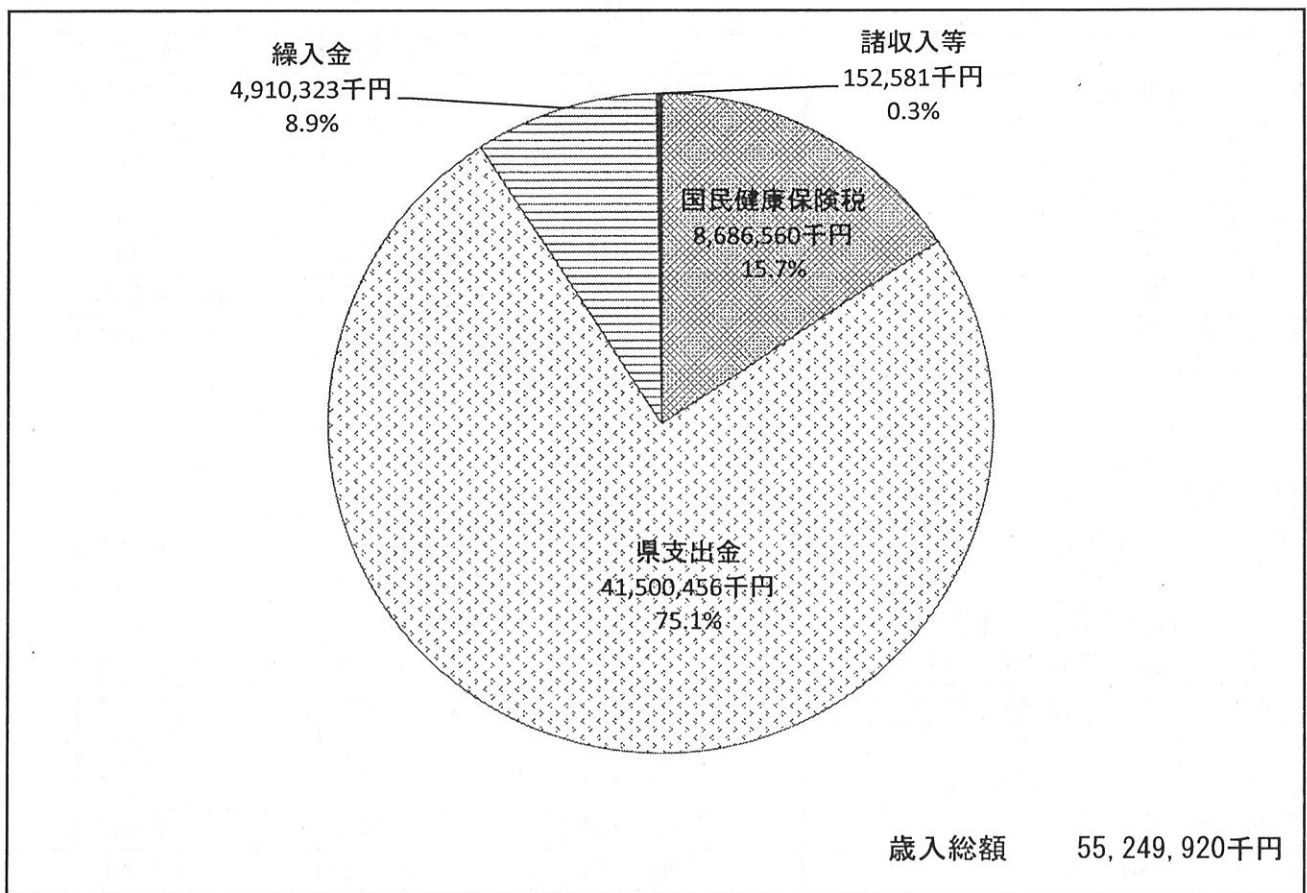
歳		入				
款	項	目	平成31年度	平成30年度	差引	増減率(%)
1		国民健康保険税	8,686,560	8,848,141	▲161,581	▲1.8
	1	国民健康保険税	8,686,560	8,848,141	▲161,581	▲1.8
		1 一般被保険者国民健康保険税	8,642,861	8,773,264	▲130,403	▲1.5
		2 退職被保険者等国民健康保険税	43,699	74,877	▲31,178	▲41.6
2		使用料及び手数料	6,967	6,869	98	1.4
3		国庫支出金	1	1	-	0.0
	1	国庫補助金	1	-	1	皆増
		1 災害臨時特例補助金	1	-	1	皆増
		国庫負担金	-	1	▲1	皆減
		療養給付費等負担金（廃目）	-	1	▲1	皆減
4		県支出金	41,500,456	42,010,721	▲510,265	▲1.2
	1	県補助金	41,500,456	42,010,721	▲510,265	▲1.2
		1 保険給付費等交付金	41,500,456	42,010,721	▲510,265	▲1.2
5		財産収入	257	209	48	23.0
	1	財産運用収入	257	209	48	23.0
		1 利子及び配当金	257	209	48	23.0
6		繰入金	4,910,323	4,304,987	605,336	14.1
	1	他会計繰入金	4,176,572	4,282,403	▲105,831	▲2.5
		1 一般会計繰入金	4,176,572	4,282,403	▲105,831	▲2.5
	2	基金繰入金	733,751	22,584	711,167	3,149.0
		1 国民健康保険財政調整基金繰入金	733,751	22,584	711,167	3,149.0
7		繰越金	1	1	-	0.0
8		諸収入	145,355	132,611	12,744	9.6
	1	延滞金、加算金及び過料	58,005	50,506	7,499	14.8
	2	雑入	87,350	82,105	5,245	6.4
		療養給付費等交付金（廃款）	-	1	▲1	皆減
		合計	55,249,920	55,303,541	▲53,621	▲0.1

(単位：千円)

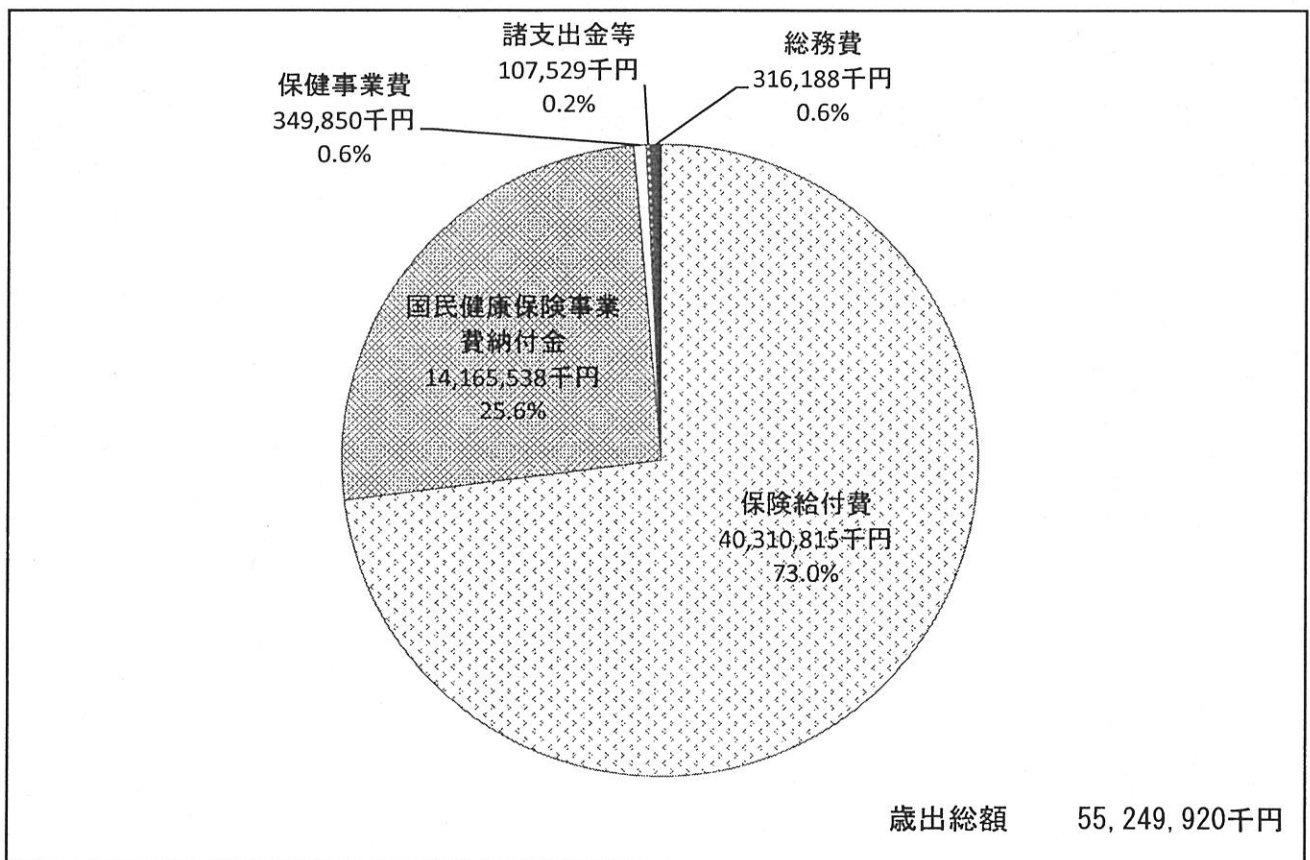
歳		出			
款項	目	平成31年度	平成30年度	差引	増減率(%)
1	総務費	316,188	261,306	54,882	21.0
	1 総務管理費	113,274	117,674	▲4,400	▲3.7
	2 徴税費	149,082	88,694	60,388	68.1
	3 運営協議会費	602	530	72	13.6
	4 趣旨普及費	8,290	8,084	206	2.5
	5 特別対策事業費	44,940	46,324	▲1,384	▲3.0
2	保険給付費	40,310,815	40,520,946	▲210,131	▲0.5
	1 療養諸費	34,854,560	35,027,580	▲173,020	▲0.5
	2 高額療養費	5,312,500	5,316,014	▲3,514	▲0.1
	3 移送費	150	150	-	0.0
	4 出産育児諸費	129,845	163,882	▲34,037	▲20.8
	5 葬祭諸費	13,760	13,320	440	3.3
3	国民健康保険事業費納付金	14,165,538	14,074,351	91,187	0.6
	1 医療給付費納付金	10,416,259	10,364,519	51,740	0.5
	1 一般被保険者医療給付費納付金	10,405,920	10,335,913	70,007	0.7
	2 退職被保険者等医療給付費納付金	10,339	28,606	▲18,267	▲63.9
	2 後期高齢者支援金等納付金	2,798,930	2,773,446	25,484	0.9
	1 一般被保険者後期高齢者支援金等納付金	2,795,605	2,763,597	32,008	1.2
	2 退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金	3,325	9,849	▲6,524	▲66.2
	3 介護納付金	950,349	936,386	13,963	1.5
	1 介護納付金	950,349	936,386	13,963	1.5
4	保健事業費	349,850	354,353	▲4,503	▲1.3
	1 特定健康診査等事業費	264,856	266,397	▲1,541	▲0.6
	2 保健事業費	84,994	87,956	▲2,962	▲3.4
5	基金積立金	257	209	48	23.0
	1 基金積立金	257	209	48	23.0
	1 国民健康保険財政調整基金積立金	257	209	48	23.0
6	諸支出金	97,272	82,376	14,896	18.1
	1 償還金及び還付加算金等	59,905	47,252	12,653	26.8
	1 一般被保険者保険税還付金	58,991	46,640	12,351	26.5
	2 退職被保険者等保険税還付金	614	611	3	0.5
	3 償還金	300	1	299	29900.0
	国庫支出金等過年度分返還金	300	1	299	29900.0
	2 繰出金	37,367	35,124	2,243	6.4
7	予備費	10,000	10,000	-	0.0
	合計	55,249,920	55,303,541	▲53,621	▲0.1

### 3 国民健康保険事業歳入歳出予算額図表(平成31年度)

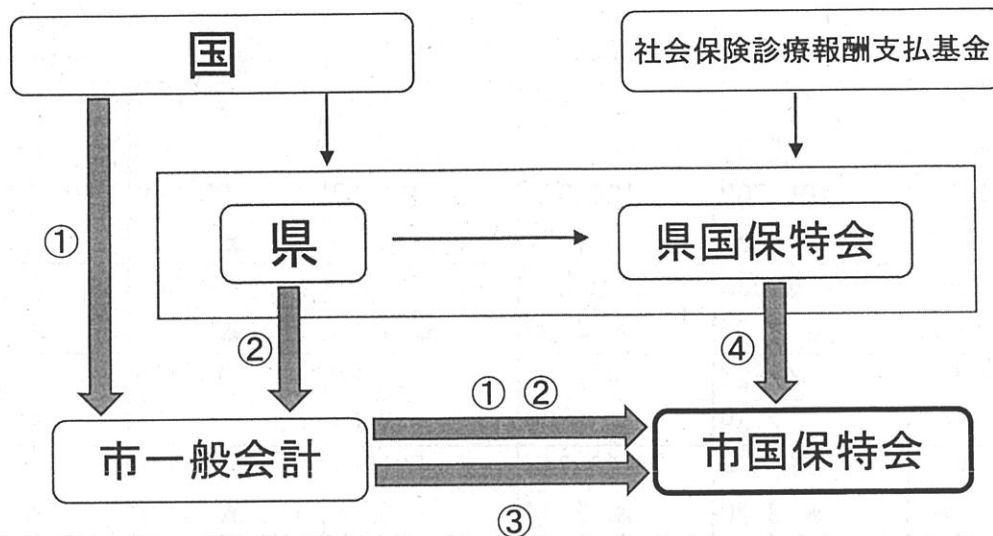
#### —歳入—



#### —歳出—



4 国民健康保険事業における補助金等の流れ(平成31年度)



(単位：千円)

		款	名称	H31予算(A)	H30予算(B)	差引(A)-(B)	備考
①	国 → 一般会計 → 国保特会	6	保険基盤安定費 (支援分 1/2)	460,499	458,836	1,663	一般会計 3款 民生費 より受入分
			保険基盤安定費 (軽減分1/4 支援分1/4)	672,643	672,140	503	
			財政安定化支援事業分	763,502	841,760	▲ 78,258	
			出産育児一時金分	86,520	109,200	▲ 22,680	
			事務費相当分	152,401	154,019	▲ 1,618	
②	県 → 一般会計 → 国保特会	6	保険基盤安定費 (軽減分3/4 支援分1/4)	1,557,427	1,557,581	▲ 154	
③	一般会計 → 国保特会	6	条例減免分	26,900	21,753	5,147	
			福祉医療費現物給付化 影響分	403,198	414,847	▲ 11,649	
			特定健康診査無料化等分	53,482	52,267	1,215	
(①~③)の計				4,176,572	4,282,403	▲ 105,831	
④	県国保特会 → 国保特会	4	保険給付費等交付金	41,500,456	42,010,721	▲ 510,265	
④の計				41,500,456	42,010,721	▲ 510,265	

※ 斜体は地方交付税措置分。



5 国民健康保険の諸状況

(1) 国保の加入状況 (3-2月平均)

(単位：人)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込)	31年度 (当初予算)
被 保 険 者 数	112,036	108,275	102,773	98,913	95,218
対前年度伸び率(%)	▲ 2.61	▲ 3.36	▲ 5.08	▲ 3.76	▲ 3.74
一 般	106,705	104,992	101,167	98,289	94,944
対前年度伸び率(%)	▲ 0.99	▲ 1.61	▲ 3.64	▲ 2.84	▲ 3.40
未 就 学 児	2,938	2,804	2,592	2,385	2,194
対前年度伸び率(%)	▲ 5.29	▲ 4.56	▲ 7.56	▲ 7.99	▲ 8.01
前 期 高 齢 者	44,823	45,271	45,288	45,419	45,203
対前年度伸び率(%)	2.39	1.00	0.04	0.29	▲ 0.48
そ の 他	58,944	56,917	53,287	50,485	47,547
対前年度伸び率(%)	▲ 3.20	▲ 3.44	▲ 6.38	▲ 5.26	▲ 5.82
退 職	5,331	3,283	1,606	624	274
対前年度伸び率(%)	▲ 26.59	▲ 38.42	▲ 51.08	▲ 61.15	▲ 56.09
介護2号被保険者(再掲)	39,917	37,258	34,003	31,793	30,182
対前年度伸び率(%)	▲ 5.68	▲ 6.66	▲ 8.74	▲ 6.50	▲ 5.07
加入世帯数 (世帯)	70,697	69,313	66,457	64,578	63,052
対前年度伸び率(%)	▲ 1.18	▲ 1.96	▲ 4.12	▲ 2.83	▲ 2.36
うち介護2号世帯数(世帯)	33,055	31,260	28,787	27,154	25,961
対前年度伸び率(%)	▲ 4.53	▲ 5.43	▲ 7.91	▲ 5.67	▲ 4.39

(2) 医療費 (療養諸費) の動向 (3-2月実績)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込)	31年度 (当初予算)	
一 般	費用額 (千円)	48,970,396	47,757,713	47,435,075	47,029,849	47,078,460
	対前年度伸び率(%)	3.10	▲ 2.48	▲ 0.68	▲ 0.85	0.10
	1人当たり費用額 (円)	458,933	454,870	468,879	478,485	495,855
	対前年度伸び率(%)	4.13	▲ 0.89	3.08	2.05	3.63
退 職	費用額 (千円)	2,481,032	1,521,404	753,960	363,402	180,375
	対前年度伸び率(%)	▲ 22.55	▲ 38.68	▲ 50.44	▲ 51.80	▲ 50.36
	1人当たり費用額 (円)	465,397	463,419	469,465	582,375	658,303
	対前年度伸び率(%)	5.50	▲ 0.43	1.30	24.05	13.04
合 計	費用額 (千円)	51,451,428	49,279,117	48,189,035	47,393,251	47,258,835
	対前年度伸び率(%)	1.48	▲ 4.22	▲ 2.21	▲ 1.65	▲ 0.28
	1人当たり費用額 (円)	459,240	455,129	468,888	479,141	496,322
	対前年度伸び率(%)	4.19	▲ 0.90	3.02	2.19	3.59

## (3) 税率等の状況

区 分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (見込)
基礎分	所得割	8.1%				
	均等割	24,800円				
	平等割	18,400円				
	課税限度額	520,000円	540,000円		580,000円	610,000円※
後期高齢者支 援金等分	所得割	1.5%	3.0%			
	均等割	4,800円	9,500円			
	平等割	3,500円	6,900円			
	課税限度額	170,000円	190,000円			
介護納付金分	所得割	2.3%				
	均等割	8,700円				
	平等割	4,900円				
	課税限度額	160,000円				

※地方税法施行令改正後に長崎市国民健康保険税条例を改正予定（平成31年3月末予定）

## (4) 課税の状況（現年課税分）

区分	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込)	31年度 (当初予算)
調定額（千円）	8,656,733	9,596,341	9,205,681	8,910,650	8,662,903
対前年度伸び率(%)	▲ 2.83	10.85	▲ 4.07	▲ 3.20	▲ 2.78
基礎分（千円）	6,571,711	6,446,155	6,200,538	6,021,410	5,863,332
対前年度伸び率(%)	▲ 2.73	▲ 1.91	▲ 3.81	▲ 2.89	▲ 2.63
後期高齢者支援金等分（千円）	1,273,049	2,388,854	2,306,057	2,230,139	2,165,299
対前年度伸び率(%)	▲ 2.63	87.65	▲ 3.47	▲ 3.29	▲ 2.91
介護納付金分（千円）	811,973	761,332	699,086	659,101	634,272
対前年度伸び率(%)	▲ 3.99	▲ 6.24	▲ 8.18	▲ 5.72	▲ 3.77
1人当たり調定額（円）	77,267	88,629	89,573	90,086	90,980
対前年度伸び率(%)	▲ 0.23	14.70	1.06	0.57	0.99
基礎分（円）	58,657	59,535	60,332	60,876	61,578
対前年度伸び率(%)	▲ 0.12	1.50	1.34	0.90	1.15
後期高齢者支援金等分（円）	11,363	22,063	22,438	22,546	22,740
対前年度伸び率(%)	▲ 0.02	94.17	1.70	0.48	0.86
介護納付金分（円）	20,342	20,434	20,560	20,731	21,015
対前年度伸び率(%)	1.79	0.45	0.61	0.83	1.37

## (5) 収納率の動向

区分	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込)	31年度 (当初予算)
現年課税分	90.79%	90.81%	91.39%	91.67%	92.05%
対前年度比	0.36	0.02	0.58	0.28	0.38
基礎分	91.24%	91.26%	91.90%	91.89%	92.16%
対前年度比	0.49	0.02	0.64	▲ 0.01	0.27
後期高齢者支援金等分	90.53%	90.61%	91.03%	91.99%	92.55%
対前年度比	0.06	0.08	0.42	0.96	0.56
介護納付金分	87.51%	87.58%	88.05%	88.61%	89.26%
対前年度比	▲ 0.26	0.07	0.47	0.56	0.65
滞納繰越分(全体分)	25.77%	27.68%	29.49%	29.91%	30.40%
対前年度比	5.06	1.91	1.81	0.42	0.49



6 平成31年度国民健康保険事業特別会計予算説明資料(事業勘定)

(1) 歳入

(単位：千円)

款	説	明	H31年度(A)	H30年度(B)	差引(A)-(B)		
第1款 国民健康保険税	(単位：千円)			8,686,560	8,848,141	▲ 161,581	
		H31年度(A)	H30年度(B)				差引(A)-(B)
	一般被保険者国保税現年課税分	7,952,771	8,053,181				▲ 100,410
	一般被保険者国保税滞納繰越分	690,090	720,083				▲ 29,993
	一般被保険者国保税計	8,642,861	8,773,264				▲ 130,403
	退職被保険者等国保税現年課税分	21,175	47,872				▲ 26,697
	退職被保険者等国保税滞納繰越分	22,524	27,005				▲ 4,481
	退職被保険者等国保税計	43,699	74,877				▲ 31,178
	国民健康保険税合計	8,686,560	8,848,141				▲ 161,581
	第2款 使用料及び手数料	(単位：千円)					6,967
		H31年度(A)	H30年度(B)	差引(A)-(B)			
国民健康保険税督促手数料等		6,967	6,869	98			
第3款 国庫支出金	(単位：千円)			1	1	0	
		H31年度(A)	H30年度(B)				差引(A)-(B)
	国庫負担金(廃)	-	1				▲ 1
	国庫補助金	1	-				1
	国庫支出金計	1	1				0

(単位：千円)

款	説	明	H31年度(A)	H30年度(B)	差引(A)-(B)		
第4款 県支出金	(単位：千円)						
		H31年度(A)	H30年度(B)	差引(A)-(B)			
	県補助金	41,500,456	42,010,721	▲ 510,265	41,500,456	42,010,721	▲ 510,265
	【県補助金の内訳】						
	(単位：千円)						
		H31年度(A)	H30年度(B)	差引(A)-(B)			
	保険給付費等交付金	41,500,456	42,010,721	▲ 510,265			
	普通交付金	40,155,851	40,331,754	▲ 175,903			
	特別交付金	1,344,605	1,678,967	▲ 334,362			
	原爆被爆者分	637,699	870,718	▲ 233,019			
	結核・精神病分	131,828	187,376	▲ 55,548			
	直営診療所分	37,367	35,124	2,243			
	保険者努力支援分	178,440	180,488	▲ 2,048			
	特定健康診査等負担金分	99,188	101,296	▲ 2,108			
	県2号繰入金分	118,716	120,600	▲ 1,884			
その他	141,367	183,365	▲ 41,998				
<p>* 保険給付費等交付金  平成30年度の国保都道府県単位化に伴い創設された交付金で、国保法第75条の2に基づき都道府県から交付されるもの。</p> <p>○ 普通交付金  保険給付費のうち、療養給付費・療養費・高額療養費・移送費・審査支払手数料（医科・歯科・調剤・訪問看護）に要する費用の全額が交付される。</p> <p>○ 特別交付金  特別な事情を考慮したり、医療費適正化など積極的な取り組みを評価したりすることにより交付される。</p>							

(単位：千円)

款	明			H31年度(A)	H30年度(B)	差引(A)-(B)	
第5款 財産収入	(単位：千円)			257	209	48	
		H31年度(A)	H30年度(B)				差引(A)-(B)
	国民健康保険財政調整基金利息	257	209				48
第6款 繰入金	(単位：千円)			4,910,323	4,304,987	605,336	
		H31年度(A)	H30年度(B)				差引(A)-(B)
	保険税軽減分(医療分、支援金分)	1,643,272	1,643,027				245
	保険税軽減分(介護分)	126,299	127,858				▲1,559
	小計	1,769,571	1,770,885				▲1,314
	保険者支援分	920,998	917,672				3,326
	ア 保険基盤安定費繰入金計	2,690,569	2,688,557				2,012
		H31年度(A)	H30年度(B)				差引(A)-(B)
	財政安定化支援事業分	763,502	841,760				▲78,258
	出産育児一時金分	86,520	109,200				▲22,680
	事務費相当分	152,401	154,019				▲1,618
	特定健康診査無料化等分	53,482	52,267				1,215
	条例減免分	26,900	21,753				5,147
	福祉医療費現物給付化影響分	403,198	414,847				▲11,649
	イ その他一般会計繰入金計	1,486,003	1,593,846				▲107,843
	①一般会計繰入金計 (ア+イ)	4,176,572	4,282,403				▲105,831
	②国民健康保険財政調整基金繰入金	733,751	22,584				711,167
	繰入金合計 (①+②)	4,910,323	4,304,987				605,336

(単位：千円)

款	説	明	H31年度(A)	H30年度(B)	差引(A)-(B)		
第7款 繰越金	(単位：千円)			1	1	0	
		H31年度(A)	H30年度(B)				差引(A)-(B)
	前年度繰越金	1	1				0
第8款 諸収入	(単位：千円)			145,355	132,611	12,744	
		H31年度(A)	H30年度(B)				差引(A)-(B)
	延滞金等	58,005	50,506				7,499
	第三者納付金等	87,350	82,105				5,245
	諸収入合計	145,355	132,611				12,744
歳入合計				55,249,920	55,303,541	▲ 53,621	

## (2) 歳出

(単位：千円)

款	説 明			H31年度(A)	H30年度(B)	差引(A)-(B)	
第1款 総務費	(単位：千円)			316,188	261,306	54,882	
		H31年度(A)	H30年度(B)				差引(A)-(B)
	総務費	316,188	261,306	54,882			
第2款 保険給付費	(単位：千円)			40,310,815	40,520,946	▲ 210,131	
		H31年度(A)	H30年度(B)				差引(A)-(B)
	療養諸費	34,854,560	35,027,580				▲ 173,020
	療養給付費	34,339,251	34,494,743				▲ 155,492
	療養費	411,039	423,144				▲ 12,105
	審査支払・レセプト電算処理システム手数料	104,270	109,693				▲ 5,423
	高額療養費	5,312,500	5,316,014				▲ 3,514
	移送費	150	150				0
	出産育児諸費	129,845	163,882				▲ 34,037
	葬祭諸費	13,760	13,320				440
	保険給付費合計	40,310,815	40,520,946	▲ 210,131			
第3款 国民健康保険 事業費納付金	(単位：千円)			14,165,538	14,074,351	91,187	
		H31年度(A)	H30年度(B)				差引(A)-(B)
	医療給付費納付金	10,416,259	10,364,519				51,740
	後期高齢者支援金等納付金	2,798,930	2,773,446				25,484
	介護納付金	950,349	936,386				13,963
	国民健康保険事業費納付金合計	14,165,538	14,074,351	91,187			
<p>* 国民健康保険事業費納付金 平成30年度の国保都道府県単位化に伴い、県の特別会計において負担する保険給付費交付金の交付に要する費用や前期高齢者納付金等国民健康保険事業に要する費用に充てるため、国保法第75条の7に基づき市町村が都道府県に納付するもの。厚生労働省が定めたガイドラインに従い県が計算する。</p>							

(単位：千円)

款	説	明	H31年度(A)	H30年度(B)	差引(A)-(B)		
第4款 保健事業費	(単位：千円)			349,850	354,353	▲ 4,503	
		H31年度(A)	H30年度(B)				差引(A)-(B)
	特定健康診査費	216,394	210,338				6,056
	特定保健指導費	2,329	1,751				578
	特定健康診査受診率向上対策費	11,700	11,569				131
	事務費	34,433	42,739				▲ 8,306
	特定健康診査等事業費計	264,856	266,397				▲ 1,541
		H31年度(A)	H30年度(B)				差引(A)-(B)
	保健衛生普及費	28,707	26,706				2,001
	疾病予防費	31,135	31,398				▲ 263
	人間ドック健診費	24,146	24,155				▲ 9
	歯科健診費	1,481	1,486				▲ 5
	生活習慣病予防対策費	5,508	5,757				▲ 249
	はり、きゅう施術費	25,152	29,852				▲ 4,700
	保健事業費計	84,994	87,956				▲ 2,962
保健事業費合計	349,850	354,353	▲ 4,503				
第5款 基金積立金	(単位：千円)			257	209	48	
		H31年度(A)	H30年度(B)				差引(A)-(B)
	国民健康保険財政調整基金積立金	257	209				48
第6款 諸支出金	(単位：千円)			97,272	82,376	14,896	
		H31年度(A)	H30年度(B)				差引(A)-(B)
	償還金及び還付加算金等	59,905	47,252				12,653
	保険税還付金及び還付加算金	59,605	47,251				12,354
	償還金	300	1				299
	繰出金(直営診療施設勘定分)	37,367	35,124				2,243
諸支出金合計	97,272	82,376	14,896				

(単位：千円)

款	説	明	H31年度(A)	H30年度(B)	差引(A)-(B)		
第7款 予備費	(単位：千円)			10,000	10,000	0	
		H31年度(A)	H30年度(B)				差引(A)-(B)
	予備費	10,000	10,000				0
歳出合計				55,249,920	55,303,541	▲ 53,621	

## 7 平成31年度長崎市国民健康保険事業について

### (1) 主な取組み

#### ア 保険給付事業

##### (ア) 療養の給付

- 給付割合
- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| 義務教育就学前       | 8割              |
| 義務教育就学から70歳未満 | 7割              |
| 70歳以上75歳未満    | ※8割(現役並み所得者は7割) |
- ※誕生日が昭和19年4月1日までの者は75歳到達まで特例措置により9割

##### (イ) 療養費の支給

- 旅行先での急病等で被保険者証を使用せず現金払いをしたとき
- コルセットの代金、柔道整復師の施術を受けた場合等



(ウ) 高額療養費の支給

a 医療費の自己負担限度額

70歳未満の方	ア	※1	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1% <140,100円>				
	イ		167,400円+ (医療費-558,000円) × 1% <93,000円>				
	ウ		80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% <44,400円>				
	エ		57,600円 <44,400円>				
	オ		35,400円 <24,600円>				
70歳以上 75歳未満の方			~H30.7月診療		H30.8月診療~		
			外来 (個人ごと)	自己負担限度額 外来+入院(世帯)	自己負担限度額 外来+入院(世帯)		
	現役 並み 所得者	年収約1,160万円~	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% <44,400円>	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1% <140,100円>		
		年収約770万円~			167,400円+ (医療費-558,000円) × 1% <93,000円>		
		約1,160万円			80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% <44,400円>		
		年収約370万円~ 約770万円					
	一般			~H30.7月診療		H30.8月診療~	
				外来(個人ごと)			
		年収約156万円~ 約370万円	14,000円		18,000円		
			年間144,000円上限		年間144,000円上限		
自己負担限度額外来+入院(世帯)(変更なし)							
		57,600円 <44,400円>					
市民税非課税世帯		外来(個人ごと) (変更なし)	自己負担限度額外来+入院(世帯) (変更なし)				
II(※2)		8,000円	24,600円				
I(※3)			15,000円				

◎ < >は、多数回該当の額

- ※1 ア 年間所得901万円を超える世帯 イ 年間所得600万円超～901万円以下の世帯 ウ 年間所得210万円超～600万円以下の世帯 エ 年間所得210万円以下の世帯 オ 住民税非課税世帯
- ※2 「Ⅱ」とは、世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税の世帯に属する70歳以上75歳未満の国保被保険者
- ※3 「Ⅰ」とは、世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税で、かつ、世帯の所得金額がない世帯に属する70歳以上75歳未満の国保被保険者

b 世帯合算 同一世帯で、同じ月に、70歳以上75歳未満の人（後期高齢者医療制度の適用を受ける者を除く）は全ての負担、70歳未満の人では個人単位で1つの医療機関毎に各21,000円以上の負担が複数あった場合、その額を合算して自己負担限度額を超えた分を支給する。

c 高額療養費多数 該当世帯の特例 同一世帯で過去12か月以内に自己負担限度額を超えた高額療養費の支給（該当）が4回以上あったとき、4回目からの自己負担限度額を超えた分について支給する。（70～74歳のみで構成される世帯については、「外来（個人ごと）」の自己負担限度額のみにより支給を受けた回数は算入しない。）

※a 医療費の自己負担限度額 参照

d 75歳到達月の特例 月の途中で75歳になる人（1日生まれを除く。）の自己負担限度額は、通常の2分の1の額とする。

e 県内異動者の特例 平成30年4月から県内の他市町への異動者については、高額療養費の多数回該当を世帯主が引き継ぐ。  
また、世帯が継続される場合は、転居月の高額療養費について、転出地の市町及び転入地の市町それぞれ自己負担限度額が本来の2分の1、75歳到達前に県内の他市町への異動者については、転出地の市町及び転入地の市町それぞれ自己負担額が本来の4分の1になる。

- f 長期高額疾病 血友病、人工透析を必要とする慢性腎不全などの長期高額疾病については、高額療養費の1か月の自己負担限度額は10,000円とする。(70歳未満の人口透析をしている上位所得者は20,000円)

(エ) 高額介護合算療養費

医療保険制度の高額療養費の算定対象世帯において、介護保険受給者が存在する場合、医療と介護の1年間(8月～翌年7月末)の自己負担額を合算し、一定の限度額を超える額を支給する。

a 医療費および介護費の自己負担限度額(70歳未満変更なし)

		平成29年8月～平成30年7月診療		平成30年8月～平成31年7月診療	
70歳未満の方	ア	2,120,000円		2,120,000円	
	イ	1,410,000円		1,410,000円	
	ウ	670,000円		670,000円	
	エ	600,000円		600,000円	
	オ	340,000円		340,000円	
70歳以上75歳未満の方	現役並み所得者 年収約370万円～	670,000円	年収約1,160万円～	2,120,000円	
			年収約770万円～約1,160万円	1,410,000円	
			年収約370万円～約770万円	670,000円	
	一般 年収約156万円～約370万円	560,000円	年収約156万円～約370万円	560,000円	
	非住課税民世帯税	Ⅱ	310,000円	310,000円	
Ⅰ		190,000円	190,000円		

※ア 年間所得901万円を超える世帯 イ 年間所得600万円超～901万円以下の世帯 ウ 年間所得210万円超～600万円以下の世帯  
エ 年間所得210万円以下の世帯 オ 住民税非課税世帯

(オ) 移送費の支給

重病人の入院・転院等で移送代がかかったときに支給する。支給額は、もっとも経済的な通常の経路及び方法によって移送された場合の費用として算定された額となる。

(カ) 出産育児一時金の支給 1件 420,000円 または 404,000円

(キ) 葬祭費の支給 1件 20,000円

(ク) 入院時食事療養費標準負担額 (1食あたり)

			H28.4月～ H30.3月診療	H30.4月 診療～
一般 (下記以外の方)			360円	460円
住民税非課税世帯 II	過去12か月の 入院日数	90日までの場合	210円	
		90日を超える場合	160円	
I			100円	

(ケ) 療養病床に入院する65歳以上の方の居住費 (光熱水費相当額: 1日あたり)

	～H29.9月 診療	H29.10月～ H30.3月診療	H30.4月 診療～
医療区分I※1	320円	370円	370円
医療区分II III※2 (医療の必要性の高い方)	0円	200円	
難病患者		0円	0円

※1 医療区分II IIIに該当しない者

※2 医療区分II: 筋ジストロフィー・パーキンソン病関連等

医療区分III: スモン・医師及び看護師により、常時監視管理を実施している状態

(コ) 海外療養費の支給

海外渡航中の病気・ケガなどで現地の医療機関で診療を受けた場合に、帰国後、当該療養に対し療養費を支給する。

## イ 事業運営安定化事業

### (ア) 収納対策事業

- a 滞納整理方針に基づき、目標収入率を設定し、確実な進行管理のもと収入率の向上を図る。
- b 納付お知らせセンターによる滞納者への納付勧奨及び納付指導員による電話催告・納税勧奨を実施し、新たな滞納の未然防止及び滞納の早期解消を図る。
- c 滞納者へ交付する短期保険証及び資格証明書の適正化を図り、これらを有効活用し、折衝機会及び納税の確保を図る。
- d 高額または悪質滞納者への対応として、差押等、自力執行権の積極的な行使を含む滞納整理を図る。
- e 差し押えた不動産及び動産については、インターネット公売を活用する。
- f 口座振替の加入を促進するため、「ペイジー口座振替受付サービス（キャッシュカードと暗証番号による口座振替申込み）」事業を実施。また、滞納者についても、窓口等における接触の機会をとらえ口座振替の推進を図る。

### (イ) 医療費適正化事業

- a レセプト点検（資格審査・内容審査・縦覧点検）の充実強化を図る。
- b 第三者行為求償事務の徹底強化を図る。
- c 国保連合会と連携した医療費分析の充実を図る。
- d ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進を図る。
- e 誤処方防止し、適切な服薬を促進する。

(ウ) 保健事業

医療、保健、福祉との連携を密にし「被保険者の健康づくり」を推進する。

【主な事業内容】

a 特定健康診査・特定保健指導

(予算額 253,156 千円、 前年度当初予算額 254,828 千円)

医療費適正化を図るため、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させ、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に実施する。

区 分	対象者見込	実施見込	実施率見込
特定健康診査	73,864 人	25,631 人	34.7%
特定保健指導	2,303 人	806 人	35.0%

b 特定健康診査受診率向上対策事業

(予算額 11,700 千円、 前年度当初予算額 11,569 千円)

特定健診の受診率向上を図るため、周知・広報事業を実施する。具体的に、テレビ CM・テレビパブリシティによる周知啓発、電車車体広告、新聞広告、受診勧奨ハガキなどによる受診勧奨を実施する。

また、医療機関より特定健診未受診者の医療情報の提供を受け、受診率の向上につなげる「医療情報提供事業」を実施する。

c 生活習慣改善事業

(予算額 1,168 千円、 前年度当初予算額 1,176 千円)

公民館等において生活習慣病予防のため健康料理教室を行う。

(市内 7 ヲ所、3 回シリーズを 8 回開催予定)

d 訪問相談事業 (予算額 3,297 千円、 前年度当初予算額 3,219 千円)

重複多受診者やドック受診者に対するケアとして保健師訪問相談を実施する。

(訪問予定 160 人)

e 人間ドック・脳ドック健診費助成事業

(予算額 24,146 千円、 前年度当初予算額 24,155 千円)

健診費用に対して一律 17,000 円を助成する。(補助対象人員 1,400 人)

f 歯科健診費助成事業

(予算額 1,481 千円、 前年度当初予算額 1,486 千円)

歯科医師会の歯科医院で歯科健診を実施し、費用の約9割を助成する。(補助対象人員 150 人) また、一部の特定健診集団健診会場において、歯科健診を無料で実施する。

g エイズパンフレット配付事業

(予算額 176 千円、 前年度当初予算額 173 千円)

エイズ予防に関する知識の普及・啓発のため、エイズパンフレット 4,000 部を配付する。

h はり・きゅう施術費助成事業

(予算額 24,814 千円、 前年度当初予算額 29,498 千円)

被保険者の末梢神経疾患及び運動器疾患について、はり・きゅう施術を行った場合、施術費の一部を助成する。助成額は1術・2術ともに1回700円、1月5回を限度とする。

i 禁煙サポート事業 (予算額 165 千円、 前年度当初予算額 162 千円)

禁煙希望者(15名)を公募し、禁煙支援に使用するニコチンパッチ4週間分を、薬局を通じて支給する。

j 糖尿病性腎臓病重症化予防対策事業

(予算額 5,343 千円、 前年度当初予算額 5,595 千円)

慢性腎臓病(CKD)及び糖尿病性腎臓病等の患者に対して、管理栄養士による保健指導を行う。また、重症化予防・人工透析への移行防止として、未受診者や治療中断者等に通知や面談などの受診勧奨を行う。

(エ) 啓発事業

市民に対し、制度の周知徹底や納付意識、医療費に対する関心の高揚を図る。

【事業概要】

- a 国民健康保険特集号を作成し、全世帯へ配付する。
- b パンフレットの配付を行うと同時に、随時、テレビ等のマスメディアや広報紙等を積極的に活用していく。
- c 県下全市町村の共同事業によりテレビスポットを作成し放送する。
- d 全被保険者を対象に、年6回医療費通知を送付する。



8 地方税法施行令の改正に伴う長崎市国民健康保険税条例の改正(今後改正予定)

(1) 国民健康保険税の課税限度額の見直し

(施行期日：平成31年4月1日予定)

ア 改正内容

国民健康保険税の基礎課税限度額を61万円(現行58万円)に引き上げる。

	基礎分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合計
現行	<u>58万円</u>	<u>19万円</u>	<u>16万円</u>	<u>93万円</u>
改正案	<u>61万円</u> (+3万円)	同上 (据置)	同上 (据置)	<u>96万円</u> (+3万円)

(2) 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(施行期日：平成31年4月1日予定)

ア 改正内容

低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行う。

イ 具体的な内容

(ア) 5割軽減の拡大

軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

	基準額 (基準額以下の場合軽減対象となる。)
現行	33万円 + <u>27.5万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) (給与収入約191万円、3人世帯)
改正案	33万円 + <u>28万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) (給与収入約193万円、3人世帯)

(イ) 2割軽減の拡大

軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

	基準額 (基準額以下の場合軽減対象となる。)
現行	33万円 + <u>50万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) (給与収入約287万円、3人世帯)
改正案	33万円 + <u>51万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) (給与収入約291万円、3人世帯)

※特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療に移行したことにより、国民健康保険の被保険者ではなくなった者。



<参考資料>

- 1 平成31年度国民健康保険制度改革

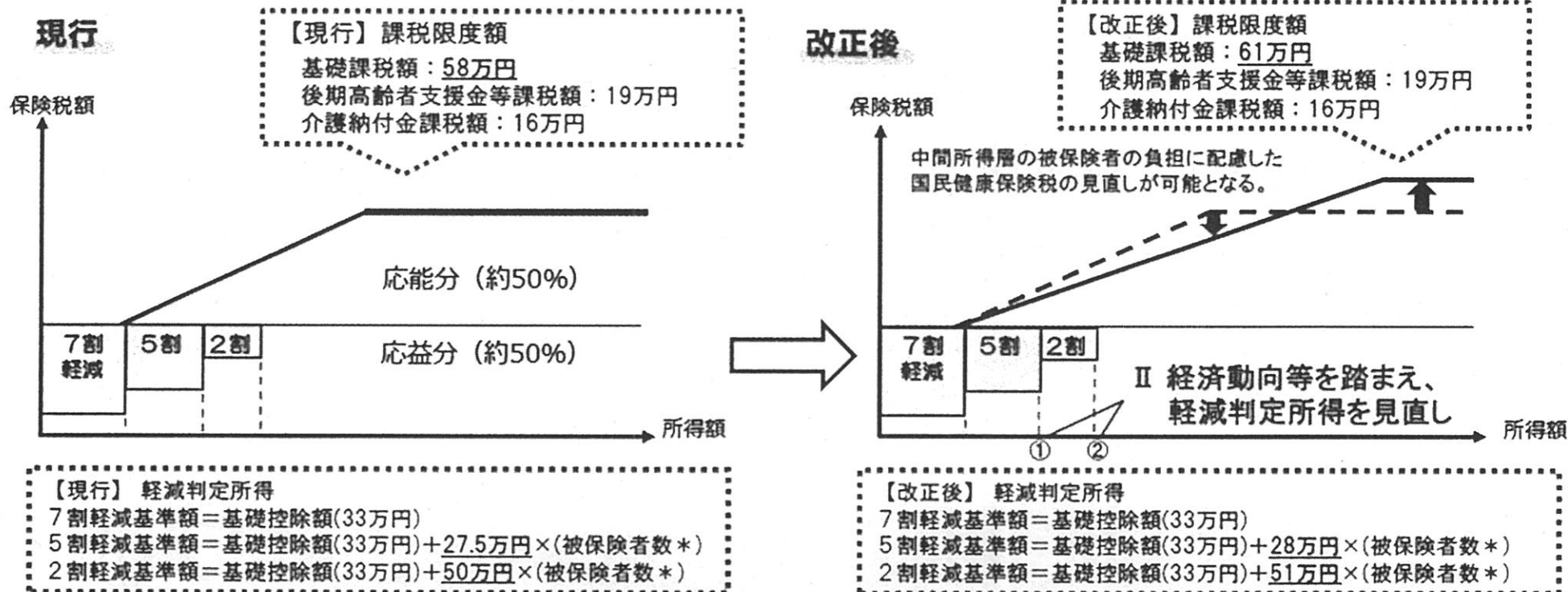
# 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

## 1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円（現行：58万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
  - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28万円（現行：27.5万円）に引き上げる。
  - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を51万円（現行：50万円）に引き上げる。

## 2. 制度の内容



\*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。